

◎新潟県告示第1084号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成29年9月29日

新潟県

代表者 新潟県知事 米山 隆一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 佐渡都市計画臨港地区
- (2) 名称 両津港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分
佐渡市両津夷及び両津湊の各一部
- (2) 削除する部分
なし

3 案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成29年9月29日
至 平成29年10月13日

(2) 場所

- ア 佐渡市相川二町目浜町20番地1（〒952-1555）
新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課
- イ 佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階（〒952-0014）
新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港）業務課
- ウ 佐渡市千種232番地（〒952-1292）
佐渡市建設部建設課住宅・都市計画係

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

佐渡市の住民並びに利害関係者

6 意見書の提出期限

平成29年10月13日（金）（必着のこと。）